令和７年度　富士フィルム社製複写機保守委託契約書（案）

　発注者　支出負担行為担当官　青森労働局総務部長　●●　●●（以下「発注者」という。）と受注者　法人名　代表者役職・氏名（以下「受注者」という。）とは、令和７年度富士フィルム社製複写機保守業務（以下「業務」という。）を行うことに関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）
第１条　発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）
第２条　受注者は、別冊仕様書に基づき業務を行い、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）
第３条　契約金額は、別紙契約金額内訳書のとおりとし、毎月のカウンター数が確認できる資料に基づき、毎月の支払額を決定するものとする。
２　単価に数量を乗じて算出された額に、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、１００分の１０を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として加算した額を支払うものとする。
３　予定数量は、別紙契約金額内訳書のとおりとする。ただし、実際の使用数量を保証するものではない。

（契約保証金）
第４条　この契約の保証金は、免除する。

（履行期間及び場所）
第５条　この契約の履行期間及び場所は次のとおりとする。
期間　　令和７年４月１日～令和８年３月３１日
場所　　支出負担行為担当官指定の場所

（費用負担）
第６条　この契約書に別に定めるものを除き、受注者がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、受注者の負担とする。

（再委託）

第７条　受注者は、業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　受注者は、再委託する場合には、様式１により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

３　受注者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

４　受注者は、業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第８条　受注者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第７条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　受注者は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

第９条　受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

（１）　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（２）　事業参加者の住所の変更のみの場合。

（３）　契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、受注者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（遅滞料）

第10条　発注者は、受注者が第５条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（納期の無償延期）

第11条　受注者は、天災地変その他受注者の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、発注者に対して、その事由を詳記して

期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
２　前項の場合において、発注者は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

（納期の有償延期）
第 11 条の２　受注者は、第 11 条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
２　発注者は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（監督）
第 12 条　発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（業務の完了検査）
第 13 条　受注者は一月の業務完了後、発注者の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。
２　受注者は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
３　受注者は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（契約金額の支払）
第 14 条　受注者は、前条の検査終了後、翌月１０日までに、第３条の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官青森労働局長宛に請求するものとする。支払請求書には請求金額のほか、納入場所及び納入数量を記載するか、またはこれらを明らかにした内訳書を添付するものとする。
２　発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）
第 15 条　発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第２項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年 2.5 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第 16 条　受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限

りでない。

２　受注者は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により発注者に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第 17 条　受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第 18 条　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

２　受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

３　受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

４　受注者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、発注者は、特に必要と認めた場合は、受注者に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

５　受注者は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

６　受注者は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（契約の解除等）

第 19 条　発注者は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　発注者は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として発注者の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

（１）　第 11 条及び第 11 条の２の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

（２）　受注者の都合により、受注者が発注者に対して本契約の解除を請求し、発注者がそれを承認したとき。

（３）　受注者の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）　発注者が行う現品の検査又は納入に際し、受注者又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）　第 17 条の規定に違反したとき。

３　発注者は受注者について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができ

る。

４　発注者による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（危険負担）

第 20 条　天災その他不可抗力又は発注者受注者双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、受注者は当該契約を履行する義務を免れ、発注者は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（損害賠償）

第 21 条　受注者は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。

２　受注者は、この契約の履行に着手後、第 19 条第１項による契約解除により損害を生じたときは、発注者の意思表示があった日から 10 日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

３　発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 22 条　発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）　受注者又は受注者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）　競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（４）第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、第１項第３号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 23 条　受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）　受注者又は受注者の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）　前条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当したとき。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 24 条　受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 25 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力

団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 26 条　発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 27 条　受注者は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　受注者は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 28 条　受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 29 条　発注者は、第 19 条第２項、同条第３項、第 25 条、第 26 条、第 28 条第２項、第 32 条及び第 34 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、こ

れにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　受注者は、発注者が第 19 条第２項、同条第３項、第 25 条、第 26 条、第 28 条第２項、第 32 条及び第 34 条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 30 条　受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 31 条　受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約の解除等）

第 32 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）　受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する書類等に虚偽があったことが判明したとき。

（３）　受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 33 条　第 32 条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（業務が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 34 条　発注者は、第 13 条に規定する検査に合格した後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、発注者は、受注者に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１）　発注者の選択に従い、発注者の指定した期間内に、受注者の責任と費用負担により、契約不適合箇所に係る業務を行うこと。

（２）　直ちに代金の減額を行うこと。

２　発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３　受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 35 条　この契約の履行に当たり、発注者及び受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者受注者協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第 36 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 15 条、第 17 条、第 19 条第２項、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 29 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者　　青森市新町２－４－２５
支出負担行為担当官
青森労働局総務部長　〇〇　〇〇　　印

受注者　　（所在地）
（法人名）
（代表者役職・氏名）　　印

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　青森労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

　標記について、下記のとおり申請します。

記

１　委託する相手方の商号又は名称及び住所

２　委託する相手方の業務の範囲

３　委託を行う合理的理由

４　委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５　契約金額

６　その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　青森労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

　標記について、下記のとおり申請します。

記

１　変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２　変更後の事業者の業務の範囲

３　変更する理由

４　変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５　契約金額

６　その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　青森労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第９条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１　契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２　変更の内容

３　変更後の体制図

別紙１

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】
・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
Ａ	東京都〇〇区･･･	円	
Ｂ			

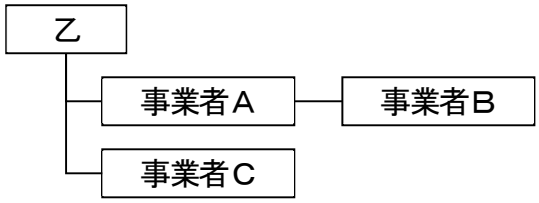

別　冊

仕様書（案）

１　保守の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のため、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう、保守及び調整等を行うものとする。

２　保守対象機種及び設置部署

別紙「令和７年度　富士フィルム社製複写機保守契約対象機種一覧」のとおり

３　保守対象期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　保守契約単価

（１）部署別、機種別及びモノクロ・カラー別に１枚あたり単価を設定すること。

（２）単価は、小数点以下第２位までの範囲で設定すること。

※　月額基本料金（最低保証金額）を設定しないこと。

（３）保守契約単価には、トナーの購入代金、部品交換代金及び作業料金を含むこととし、コピー用紙等その他の消耗品（ステイプルを含む）は含まないこととする。

（４）機械の保守にあたって機械の点検と調整のため使用したプリント及び受託者の責めに帰すべき事由により不良のプリントが生じた場合は、当該プリント枚数を１か月のプリント枚数から除くものとする。

５　その他の条件

（１）契約期間中の単価の変更（複写機更新の場合を除く）は認めない。

（２）令和７年度の年間使用枚数見込みは、別紙「富士フィルム複写機保守契約対象機種一覧」のとおりであるが、使用する枚数に増減がある場合も了承すること。

（３）古機種については年度途中で機器を更新することもありえる。

６　業務内容

（１）複写機・複合機を正常な状態で使用できるように３か月に１回（又は積算カウンター４０，０００枚につき１回）以上、技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備を行うこと。また、毎月のカウンターは月末に機器設置部署の担当者と調整の上行うこと。なお、当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、料金は支払わない。

（２）複写機・複合機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。なお、故障の通報は閉庁日を除く午前９時から午後５時１５分までとし、通報から**２時間以内**に到着できるよう、技術員を派遣すること。

ただし、通報当日に到着できない場合は、機器設置部署の担当者と協議の上、翌日（閉庁日を除く）の午前１０時までに対応すること。

（３）複写機・複合機の点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に担当者に報告を行うこと。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内

容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メーター指示数等を記載した保守完了報告書を機器設置部署の担当者に提出すること。

（4）複写機・複合機に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く）は不足のないよう、速やかに供給を行うこと。なお、担当者からの要求により供給を行う場合は休日を除き、**２時間以内**に供給すること。

（5）保守契約で供給する使用済みトナー等は、機器設置場所担当者と調整を行い、回収すること。

（6）複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。

① 発注者の故意又は取扱い上の重大な過失による場合

② 発注者又は受注者の指定したもの以外による改造修理及び分解を行った場合

③ 天変地異その他これに類する災害による場合

7　危険負担

受注者は、受注者の技術員等が発注者の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものとする。

8　契約の変更

契約期間中に契約改訂の必要が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ変更することができる。

9　解除権及び損害賠償

（1）発注者は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者が契約を履行しなかったときは、契約を解除することができる。

（2）受注者は、前項により契約を解除された場合、これによる生ずる損害を賠償しなければならない。

１０　設置場所

発注者は、複写機の設置場所を変更する場合、あらかじめ受注者に通知するものとする。

１１　再委託

（1）契約に係る業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することは禁止する。

（2）契約金額が５０万円以上の再委託を行う場合には、あらかじめ承認を得る必要があること。

（3）再委託の相手方からさらに第三者に委託する場合には、履行体制を届け出る必要があること。

１２　問題発生時の連絡体制

情報漏えい等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（契約担当）　青森労働局総務部総務課会計第１係　電話番号　017-734-4111

契約金額内訳書

件名：令和7年度　富士ゼロックス複写機保守業務委託（単価契約）

部署	機種名	モノクロ・カラー別	機械番号	単価（税抜き）	年間使用予定枚数
青森労働局労働保険徴収室	Apeos7580	モノクロ	104057	○○○○○	109,076
青森労働局職業安定部	Apeos7580	モノクロ		○○○○○	169,895
青森労働局職業安定部	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669924	○○○○○	1,884
		カラー		○○○○○	439
ハローワークヤングプラザ	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669883	○○○○○	26,407
		カラー		○○○○○	4,725
八戸公共職業安定所	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669910	○○○○○	48,833
		カラー		○○○○○	2,710
弘前公共職業安定所	Apeos6580	モノクロ		○○○○○	73,471
弘前公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101199	○○○○○	54,582
三沢公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101074	○○○○○	25,786
三沢公共職業安定所	Apeos3570	モノクロ	101062	○○○○○	23,144
三沢公共職業安定所　十和田出張所	Apeos3060	モノクロ	221193	○○○○○	15,823
三沢公共職業安定所　十和田出張所	Apeos4570	モノクロ	115050	○○○○○	38,907
五所川原公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101157	○○○○○	45,522
五所川原公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101162	○○○○○	31,622
むつ公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101058	○○○○○	29,282
野辺地公共職業安定所	Apeos4570	モノクロ	101211	○○○○○	33,109
青森労働基準監督署	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669902	○○○○○	37,596
八戸労働基準監督署	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669942	○○○○○	56,917
八戸労働基準監督署	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669420	○○○○○	85,267
十和田労働基準監督署	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669741	○○○○○	13,978
五所川原労働基準監督署	DocuCentre-V 3070 CP	モノクロ	105810	○○○○○	24,961
むつ労働基準監督署	DocuCentre-V 3070 CP	モノクロ	106396	○○○○○	18,684
青森労働局労働基準部健康安全課	Apeos6580	モノクロ		○○○○○	105,312
青森労働局労災補償課	ApeosPort-V C4776 RPF-PC	モノクロ	669944	○○○○○	86,330
青森労働局総務部総務課	DocuPrintC3360	モノクロ	583370	○○○○○	46,656
		カラー		○○○○○	16,485

※年間使用予定枚数はあくまで見込数であり、実際の使用枚数を保証するものではありません。